

山形県立遊佐高等学校いじめ防止基本方針 【ダイジェスト版】

はじめに

人はかけがえのない存在であり、生徒一人一人が「いのち」輝く人間として尊重される学校生活の実現を目指していく必要がある。本校においては、生徒に自他の「生命」の尊さと人間としての「生き方」の自覚を促し、育んでいく「いのち」の教育を大切に進めていく。

いじめの問題を考えると、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうる」との意識を持ち、生徒と関わる教職員が、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。いじめの問題は、心豊かで、安全・安心な学校をいかにしてつくるかという、重要な課題である。

I いじめ問題に対する基本的な考え方

1 いじめの問題の対策について

－家庭・地域・関係機関が連携を図りながら、より実効的な取組を進める－

- (1) 学校における組織体制の整備
- (2) いじめへの組織的な対応
- (3) 教育的諸課題から配慮すべき児童生徒への対応
- (4) 重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用
- (5) 点検・評価と不断の見直し

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいい、次の点にも注意を払う必要がある。

- (1) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。その際、いじめには多様な態様があることを理解し、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」という要件が限定して解釈されることのないよう努める必要がある。
- (2) 好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合も法が定義するいじめに該当するため、校内組織において情報共有することは必要である。ただし、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も必要である。

3 いじめの態様

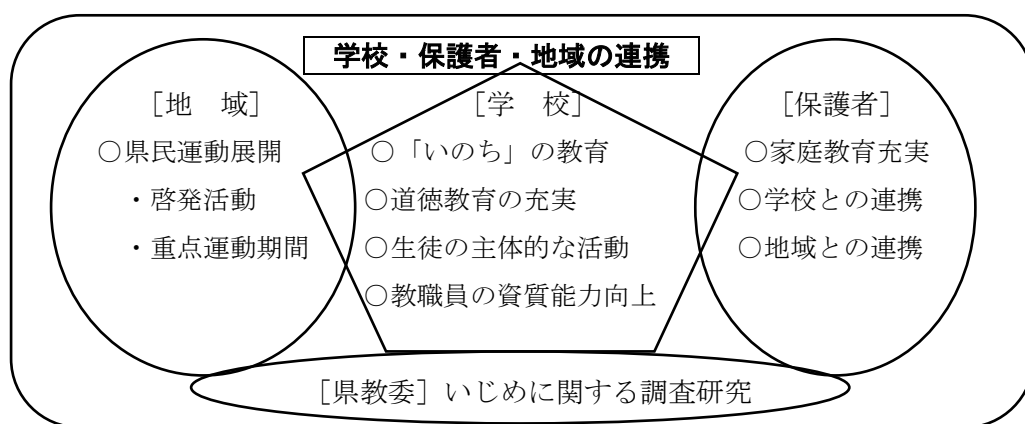
- (1) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

- (5) 金品をたかられる。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (8) パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

Ⅱ いじめ防止等の基本的施策

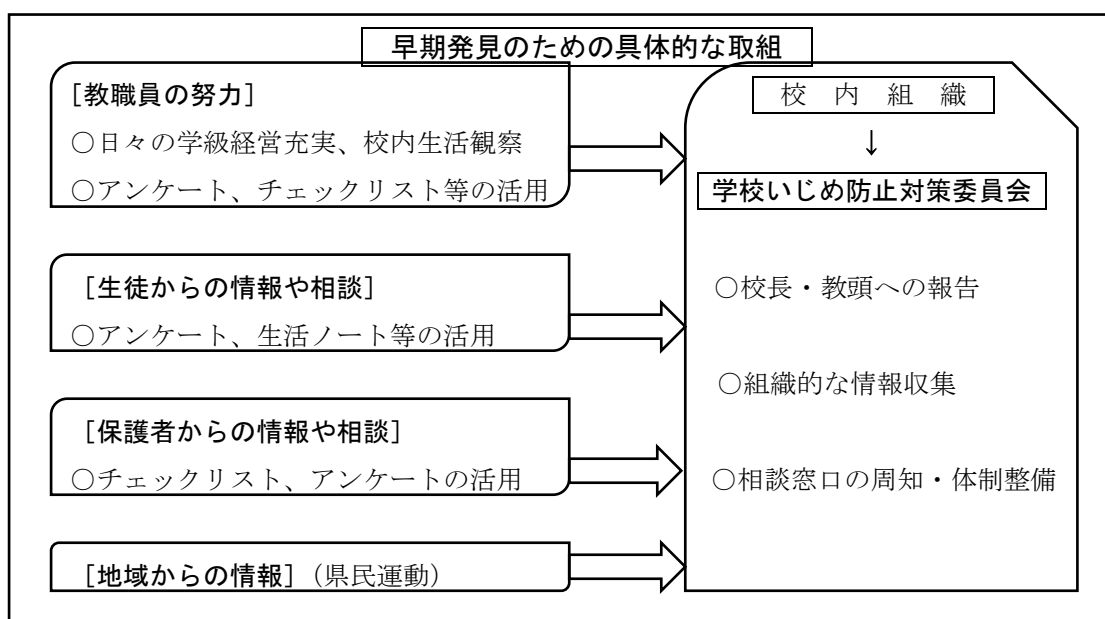
1 未然防止 ー保護者・地域と連携した取組ー

- (1) 生徒の主体的な活動を推進するとともに、生徒が互いに信頼し合える集団づくりを行う。
- (2) P T A組織や保護者同士のネットワークを生かした取組を推進する。
- (3) 「“いじめ・非行をなくそう” やまがた県民運動」等との連携を図る。



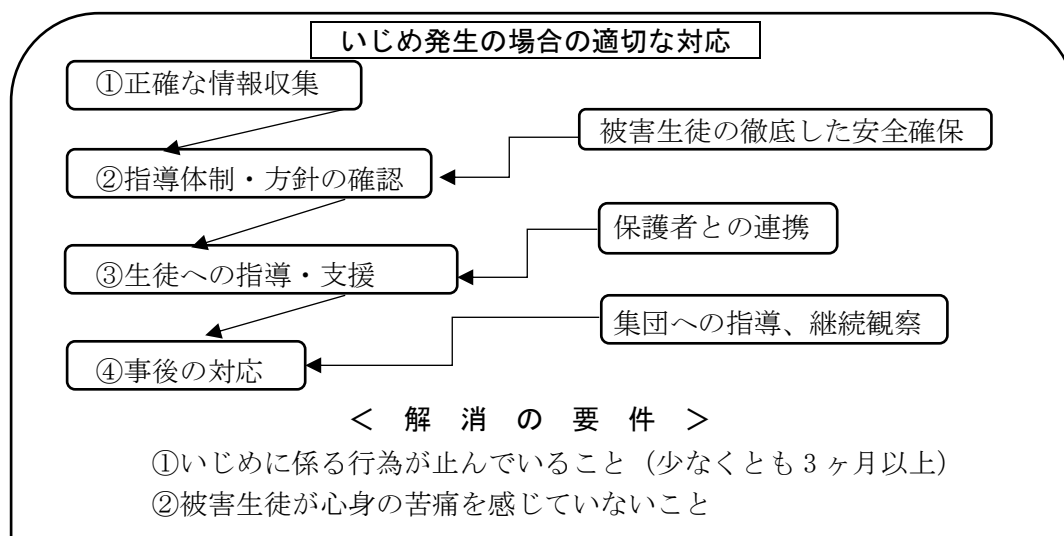
2 早期発見 ーいじめに気づく、見逃さない努力と工夫ー

- (1) 良好な人間関係づくりを通じ、いじめを訴えやすい学級経営に努める。
- (2) アンケートや個別面談等により、事実関係を詳しく聴き取り、継続的に注視していく。
- (3) 担任一人で抱え込むことなく、「組織」で対応し、情報を共有しながら、丁寧に見届ける。



3 適切な対応 ―徹底した組織的対応―

- (1) いじめを認知した場合、躊躇なく報告し、校長のリーダーシップのもと、組織的に対応する。
- (2) 迅速かつ丁寧に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた生徒の安全を確保する。
- (3) 校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や体制を確認し、役割を分担しながら、継続的に対応する。

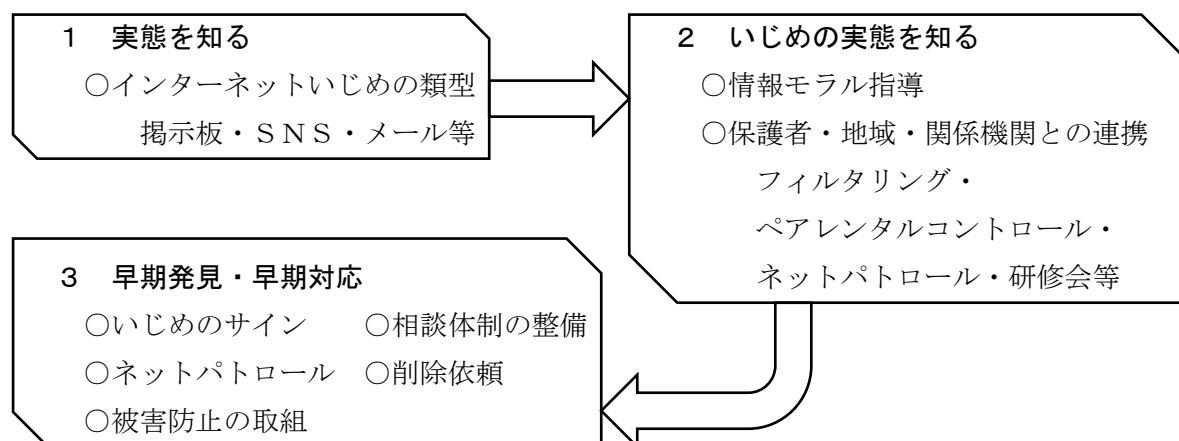


Ⅲ 教育的諸課題から配慮すべき生徒への対応

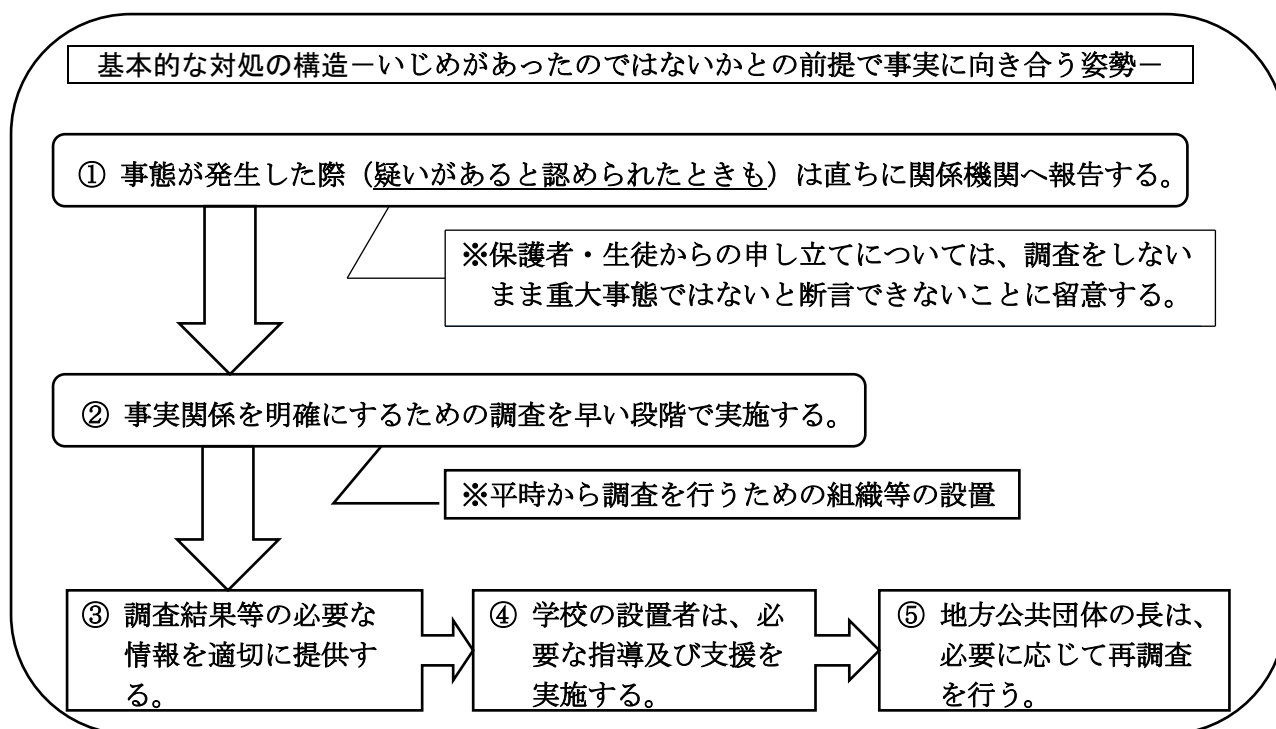
―日常的に、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。―

- 1 発達障がいを含む、障がいのある生徒
- 2 海外から帰国した生徒や外国人の生徒
- 3 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒
- 4 被災生徒（東日本大震災、原子力発電所事故により避難）

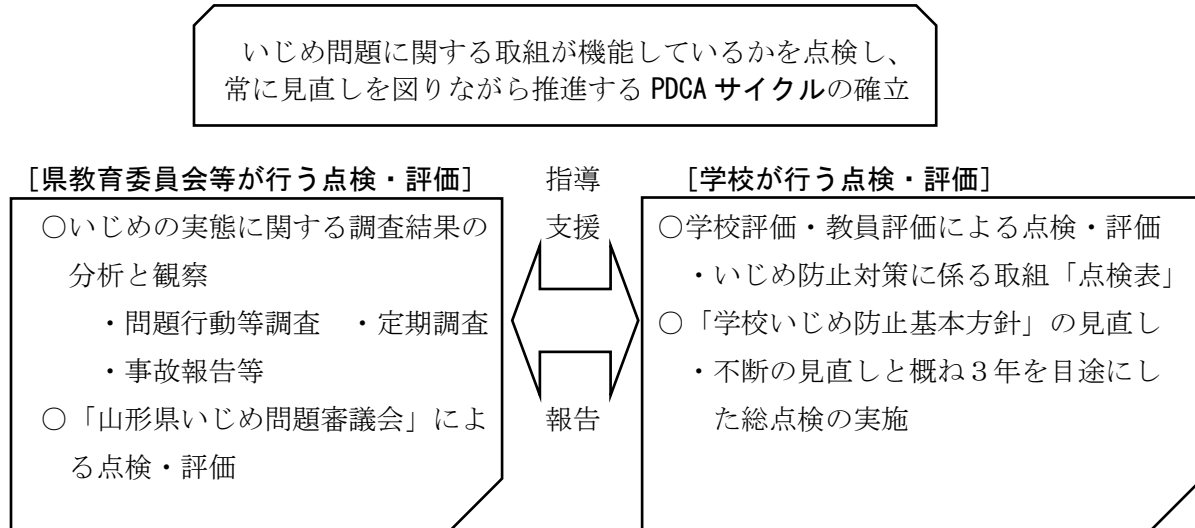
Ⅳ インターネット上のいじめへの対応について



V 重大事態への対応



VI 点検・評価と不断の見直し点検・評価



月	いじめ防止年間指導計画（学校いじめ防止対策委員会、生徒保健部）
4	いじめ防止基本方針・年間計画作成 情報モラル教育「携帯・スマホ講話」（生徒対象）
5	
6	第1回いじめ発見アンケート調査実施（生徒・保護者対象） 保健講話（いのちを大切にする講話、生徒対象） 救急救命講習（生徒対象）
7	第1回いじめ発見アンケート調査、まとめ
8	
9	
10	いじめ防止研修会（教職員対象）
11	第2回いじめ発見アンケート調査実施（生徒・保護者対象） 薬物乱用防止教室（生徒対象）
12	第2回いじめ発見アンケート調査、まとめ
1	
2	第3回いじめ発見アンケート調査実施（1・2年次生徒・保護者対象）
3	第3回いじめ発見アンケート調査、まとめ 年度反省と次年度への課題検討
備考	毎月、スクールカウンセラー事業

